

民事訴訟法

1. 民事訴訟とは

民事訴訟とは、私的権利を実現するための手続であり（これを「民事訴訟手続」という。）、民事訴訟手続について定めているのが民事訴訟法である。

（1）自力救済の禁止

私的権利の根拠規定は、典型的には民法であり、例えば、AがBに対して200万円を貸し付けたが、Bが弁済期が到来したのに貸金を返還しないという場合には、AはBに対して、金銭消費貸借契約（民法587条）に基づき200万円の貸金返還請求権を行使できる状態にある。

もっとも、AがBに対して裁判外で200万円の返還を求めたところ、Bが返還に応じないという場合であっても、Aは実力行使によりBから強制的に貸金を回収することはできない。

例えば、AがBを脅迫して貸金を回収したのであれば、恐喝罪（刑法249条）が成立し得る。我が国では、自力救済が禁止されているからである（これを「自力救済禁止の原則」という。）。

（2）私的権利を実現するためのプロセス

Aとしては、Bから貸金を回収するためには、①まずは、Bとの間で交渉をするなどして、裁判外で貸金の返還を求めることが考えられる。

Bが裁判外での返還に応じないのであれば、②次に、Bを被告として貸金の返還を求める訴訟（＝貸金返還請求訴訟）を裁判所に提起して、裁判所の判決によってAのBに対する貸金返還請求権の存在について判決により公権的に確定することを目指す。裁判所において、「Bは、Aに対し、200万円の金員を支払え。」という請求認容判決が言い渡され、この判決が確定した場合、Bが請求認容判決に従って任意に貸金の返還に応じることがある。もっとも、Bは請求認容判決に従って貸金を返還することを拒むことも可能であって、Bが貸金の返還を拒むことは犯罪ではないから、このままの状態では、Aも裁判所をはじめとする国家機関もBに貸金の返還を強制することはできない。

そこで、③Bが請求認容判決に従って貸金を返還しない場合には、Aは、確定した請求認容判決を債務名義として（民事執行法22条1号）として、Bの責任財産に対して強制執行をかけることにより、強制的に貸金の回収を図ることになる。

このように、私的権利の実現では、①民法上、AがBに対して貸金返還請求権を有するであろう状況下において、この権利に関してAB間で紛争が生じている（これを「私的紛争」という。）場合に、②AがBを被告として提起した貸金返還請求訴訟における請求認容判決により、AのBに対する貸金返還請求権についての公権的にその存在を確定してもらうとともに、これを強制的に実現するための執行力を得て、③Bが請求認容判決に従って任意に貸金を返還しない場合には同判決を債務名義とする強制執行によって、Bの責任財産から強制的に貸金を回収するというプロセスを辿ることになる。

民事訴訟法は、②について定めた法律であり、③については、民事執行法が定めている。

2. 民事訴訟手続の流れ

以下は、民事訴訟手続の概要である。

①私的紛争の発生

当事者間に私的紛争が発生し、交渉等による裁判外での解決ができない場合には、当事者の一方が紛争対象である私的権利を公権的に確定・実現するために他方当事者を被告とする訴えを裁判所に提起することによる。

②訴えの提起

- i) 原告による訴状の提出（133条1項）
- ii) 裁判所（長）による訴状の審査（137条）
- iii) 裁判所による被告に対する訴状の送達（138条1項）
- iv) 裁判所（長）による口頭弁論期日の指定、当事者の呼出し（139条）

③審理

裁判所が口頭弁論（148条以下）を開催し、原告の主張について、被告の認否（否認、自白など）も踏まえつつ、争点については当事者が提出した証拠によって事実の存否を確定することで、原告が請求を基礎づけるために主張している事実（＝権利の発生や行使のために必要なものとして実体法で定められている法律要件に該当する具体的事実）の存否を確定することにより、判決によって原告が主張している権利の存否について判断する。

④判決の言渡し

裁判所は、審理を終えたら、口頭弁論を終結し、審理の結果に従い、原告の請求に対して判決を言い渡す（243条）。

判決には、全部認容判決、一部認容判決（一部棄却判決を含む）、全部棄却判決がある。

・多くの事件では、口頭弁論を開催する前に、口頭弁論における充実した審理を実現するために事前に争点及び証拠を整理することを目的として、弁論準備手続が実施される（168条以下）。

・厳密には、訴え提起の前提要件である訴訟要件の審理も行われる。

・訴訟要件の存在が認められない場合には、訴え却下の判決が言い渡される。
・訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、和解により判決によらずに訴訟が終了することもある。

⑤判決書の送達

裁判所は、当事者に対して判決書を送達する（155条）。

⑥判決の確定

- ・当事者が判決書の送達を受けた日から2週間以内に当該当事者による控訴がなければ、判決が確定する（116条）。
- ・確定判決には、原告が裁判において主張した私的権利の存否を確定する既判力（114条1項）が生じるとともに、給付判決であれば強制執行をするための執行力も認められる（民事執行法22条1号）。

- ・民事訴訟では三審制が採用されているから、敗訴当事者は上訴期間内に上訴することにより、上級裁判所による判断を求めることができる。

3. 民事訴訟における審理

民事訴訟における究極的な判断対象は、原告が裁判所に対して判決による公権的な判断を求めている私的権利（これを「訴訟物」という。）の存否である。

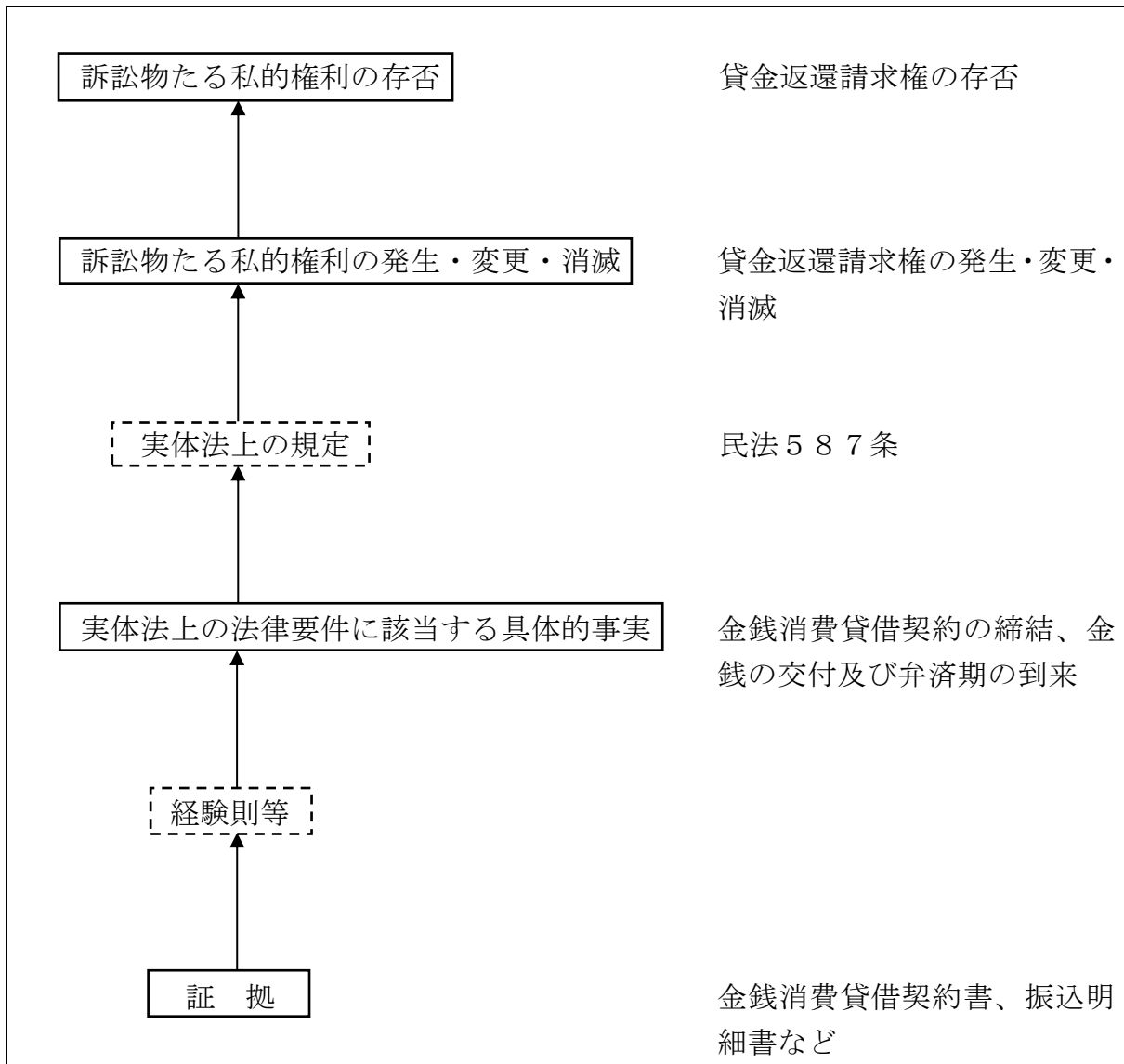
私的権利は、民法を初めとする実体法上の法律要件を満たした場合に認められるものであるが、権利自体には視認性がないから、裁判所としては、原告が主張する私的権利の根拠規定であるで定められている法律要件を満たすか否かを審理することにより、原告が主張する私的権利の存否を判断することになる。

そこで、原告は、訴訟物である私的権利の存在を根拠づけるために、実体法上の法律要件に該当する具体的事実（これを「請求原因事実」という。）を主張し、被告は、原告の主張に対して否認や自白をする。被告が自白をした事実については、裁判所は、証拠によってその存在が証明されていなくても判決の基礎にすることになる。これに対し、被告が否認したことによりその存否は争点となった事実については、裁判所は、当事者が提出した証拠によってその存否を確定する必要があり、当該事実が存在するとの確信を得ることができない場合には（これを「真偽不明」という。）、当該事実が存在しないものとして扱うことになる。

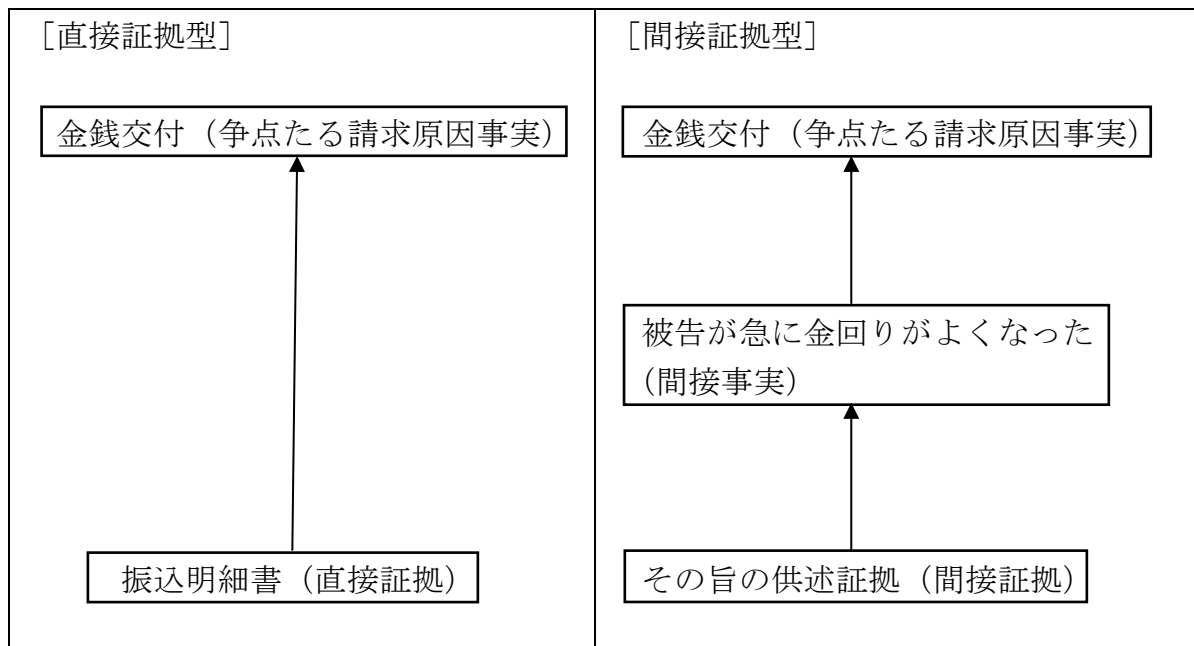
その上で、裁判所は、原告が主張する請求原因事実の存否についての審理の結果に基づいて、その存在が認められる請求原因事実を訴訟物たる私的権利の根拠規定に適用し、当該根拠規定の法律要件を全て満たす場合には請求認容判決を言い渡し、法律要件を満たさない場合には請求棄却判決を言い渡すことになる。

このように、民事訴訟における審理は、①原告による請求原因事実の主張→②被告による否認又は自白（厳密には、抗弁もある。）→③裁判所が証拠調べを行い、その結果に基づいて請求原因事実の存否を確定する（被告が否認をした場合）→④審理結果に基づいて判決により訴訟物たる私的権利の存否について判断を示す、という流れを辿ることになる。

[審理全体の構造]



[事実の存否の審理の構造]



4. 基本的な視点

(1) 当事者意思の尊重

民事訴訟とは私的権利を実現するための手続であり、その私的権利は実体法上、私的自治に委ねられたものであるから、民事訴訟においても当事者の意思を尊重するために、紛争解決の基盤を決める権能が一定範囲で当事者に認められている（これを「私的自治の訴訟法的反映」という。）。

典型的なものとしては、弁論主義と処分権主義が挙げられる。

弁論主義は、事実と証拠の次元で当事者に決定権を認めるものであり、処分権主義は、訴訟を開始するか否か、訴訟で救済を求める私的権利の内容、判決によらずに訴訟を終了させる時期及び方法といった次元で当事者に決定権を認めるものである。

例えば、裁判では、少なくとも主要事実については、当事者が主張した事実でなければ判決の基礎にすることができないし、自白は成立している場合には自白通りに認定しなければならない（弁論主義第1テーゼ、第2テーゼ）。また、当事者が提出した証拠でなければ事実認定に用いることができない（弁論主義第3テーゼ）。

さらに、原告が訴えを提起することにより初めて裁判が開始し、裁判所は原告が救済を求める私的権利及びその範囲の限りで判決をすることができる（処分権主義）。加えて、当事者は、訴えの取下げ（261条）、請求の放棄・認諾（266条）又は訴訟上の和解（267条）により判決によることなく訴訟を終了させることができる（処分権主義）。

(2) 当事者の手続保障

民事訴訟では、当事者双方に対して訴訟物である私的権利の存否をめぐって主張、反論及び立証（これを「攻撃防御」という。）を尽くす機会が与えられていることが必要である（これを「手続保障の要請」という。）。

民事訴訟では、本案判決が言い渡され、それが確定した場合、紛争の蒸し返しを防止する趣旨から、原告が救済を求めている私的権利の存否について既判力（114条1項）という拘束力が生じる。これにより、敗訴当事者は、後訴において、前訴で敗訴した私的利益の存否を再び争うことができなくなる。当事者がこうした拘束を受けることが正当化されるのは、当事者双方に対して訴訟物である私的権利の存否をめぐって攻撃防御を尽くす機会が保障されていたことにある。すなわち、紛争の蒸し返しを防止するために確定判決の判断内容には既判力という拘束力を認める必要があり、これを正当化する根拠が前訴における当事者の手続保障を前提とする自己責任にあるのである。

また、民事訴訟では、当事者の一方又は双方に対する不意打ち防止の要請がある。例えば、当事者の一方による不意打ち的な訴訟行為、裁判所による当事者の一方又は双方に対する不意打ち的な訴訟指揮や判決について問題視されることがある。この不意打ち防止の要請は、確定判決に既判力という拘束力が生じることの正当化根拠である当事者の手続保障の要請として問題となることもある。

(3) 訴訟経済

民事訴訟では、公金で賄われている有限の公的資源である民事裁判制度を効率的に運用すべきだという要請と、当事者をはじめとする訴訟関係者の労力や費用の無駄を省くべきだという要請とがある。広義では後者も含めて「訴訟経済」といい、狭義では前者のみを指して「訴訟経済」というが、参考書が講義で出てくる「訴訟経済」とはほとんどの場合、狭義の「訴訟経済」を意味する。

訴訟経済の要請は、手続保障の要請と対立することがあり、民事訴訟法の規定で両者の調整が行われることもある。

(4) 判決効

確定判決には、判決効が認められる。

判決効には、既判力（114条）、執行力（民事執行法22条）、既判力に準ずる効力、争点効、反射効、参加的効力（46条柱書）などがあるが、通常は、判決効という場合には既判力だけか、既判力及び執行力を意味している。

本案判決が確定すると、訴訟物である私的権利の存否について既判力が生じる（114条1項）。例えば、AがBに対して「Bは、Aに対し、200万円の金員を支払え。」と求めて貸金返還請求訴訟を提起し、「Bは、Aに対し、200万円の金員を支払え。」という請求認容判決が確定した場合、判決主文における「Bは、Aに対し、200万円の金員を支払え。」という部分では、AのBに対する200万円の貸金返還請求権が存在するという判断が示されていることになる。この判決主文で示されているAのBに対する200万円の貸金返還請求権が存在するという判断について既判力という拘束力が生じるため、敗訴したBは後訴において前訴の訴訟物であるAのBに対する200万円の貸金返還請求権の存在を争うことができなくなる。これにより、Bが判決に従ってAに200万円を弁済した後にAに対して不当利得返還請求訴訟を提起し、前訴基準時（前訴の事実審の口頭弁論終結時）前の事由（弁済など）を理由としてAのBに対する200万円の貸金返還請求権は既に消滅していたのだから判決確定後におけるBのAに対する200万円の弁済には不当利得が成立すると主張することは既判力により禁止されるし、BがAによる強制執行を阻止するために請求異議の訴え（民事執行法35条1項）を提起して異議事由（同条2項）として、前訴基準時前の事由（弁済など）を主張することも既判力により禁止される。

また、貸金返還請求訴訟のような給付訴訟では、確定した請求認容判決（これを「給付判決」と呼ぶこともある。）には既判力に加えて執行力も認められる（民事執行法22条1号）ため、原告は当該判決を債務名義として被告の責任財産に対して強制執行をすることができる。例えば、AのBに対する貸金返還請求訴訟において敗訴したBが判決に従ってAに対して弁済をしないのであれば、Aは、民事執行法所定の手続を経た上で、確定判決を債務名義としてBの責任財産に対して強制執行をすることにより、強制的に貸金の回収を図ることができる。

5. 処分権主義

以下では、典型的な分野として、処分権主義（の一部）を取り上げる。

（1）意義

処分権主義とは、①訴訟の開始、②申立事項の設定及び③裁判によらない訴訟手続の終了について、当事者に処分権能を認める建前をいう。

これは、訴訟上の請求、すなわち訴訟物レベルにおける処分権が、裁判所ではなく、当事者にあるということを意味する。

例えば、裁判所は、原告により設定された訴訟物とは異なる訴訟物について判決することはできない（246条）。

第246条（判決事項）

裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。

（2）根拠・機能

処分権主義の根拠は、私的自治の訴訟法的反映にある。すなわち、民事訴訟における訴訟物の内容をなす私法上の権利又は法律関係については、実体法上、私的自治の原則により当事者の自由な処分に委ねられていることから、このような権利又は法律関係をめぐる紛争処理についても当事者の自由な意思に委ねられるべきであるという私的自治の訴訟法的反映にある。

また、その機能は、当事者の不意打ち防止にある。すなわち、処分権主義の下、判決事項は原告の申立事項の範囲に限定される（246条）ことにより、原告には、自己の意思で決定した申立事項以外については既判力による拘束を受けないことが保障される。これに対応して、被告については、申立事項の限度で防御方法を提出すれば足りるということが保障される。

（3）訴訟物論争

処分権主義のもと、裁判所は原告により設定された訴訟物とは異なる訴訟物について判決することはできない（246条）。ここでいう訴訟物の捉え方については、新訴訟物理論と旧訴訟物理論とが対立している。

新訴訟物理論は、紛争の一回的解決を理由として、訴訟物について、ある給付を求める地位自体というように広く捉える。既判力は原則として訴訟物にのみ生じる（114条1項）ため、訴訟物を広く捉えれば、その分だけ既判力の作用により前訴の蒸し返しを防ぐことができる範囲が広がるわけである。

この見解からは、AがBに対して、Bから絵画甲の贈与を受けたと主張して絵画甲の引渡しを請求している場合、訴訟物は絵画甲の引渡請求権であり、引渡請求権の発生根拠が贈与なのか売買なのかは請求原因の違いにすぎないから、裁判所が、AB間の契約は贈与ではなく売買であると認定し、「BはAから代金100万円の支払を受けるのと引換えに、Aに対し、絵画甲を引き渡せ。」との引換給付判決をすることは、処分権主義に違反しない。

これに対し、旧訴訟物理論は、当事者の手続保障及び審判対象の明確化の要請を重視し、訴訟物について、実体法上の請求権ごとに分断して狭く捉える。

この見解からは、贈与契約に基づく目物引渡請求権と売買契約に基づく目的物

引渡請求権とは、異なる訴訟物となる。

そして、Aが訴えの変更（143条）により訴訟物として売買契約に基づく引渡請求権を追加しない限り、訴訟物は贈与契約に基づく引渡請求権だけであるから、裁判所が上記の引換給付判決をすることは、Aにより申し立てられていない売買契約に基づく引渡請求権に対して判決をするものとして、処分権主義に違反する。

第143条（訴えの変更）

- ① 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。
- ② 請求の変更は、書面でしなければならない。
- ③ 前項の書面は、相手方に送達しなければならない。
- ④ 裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。

6. 短答式のチャレンジ問題

<問題>

次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○を、誤っている場合には×を選びなさい。

ア. 裁判所が判決をすることができる事項は、当事者が申し立てた事項に限られない。

イ. 旧訴訟物理論は、紛争の一回的解決を重視する見解である。

ウ. 原告は、訴えを提起した後であっても、裁判所に申し立てることにより、訴訟物を変更することができる。

<正答・解説>

ア. ×

246条は、「裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。」と規定している。これは、処分権主義の現れであり、申立拘束原則と呼ばれるものである。

したがって、選択肢アは誤っている

イ. ×

旧訴訟物理論は、当事者の手続保障及び審判対象の明確化の要請を重視し、訴訟物について、実体法上の請求権ごとに分断して狭く捉える見解である。

これに対し、新訴訟物理論は、紛争の一回的解決を理由として、訴訟物について、ある給付を求める地位自体というように広く捉える見解である。既判力は原則として訴訟物にのみ生じる（114条1項）ため、訴訟物を広く捉えれば、その分だけ既判力の作用により前訴の蒸し返しを防ぐことができる範囲が広がるわけである。

このように、紛争の一回的解決を重視するのは、旧訴訟物理論ではなく、新訴訟物理論である。

したがって、選択肢イは誤っている。

ウ. ○

原告は、訴えを提起した後であっても、143条の定めるところに従い、訴えの変更の手続により訴訟物を変更することができる。

したがって、選択肢ウは正しい。

7. 論文式のチャレンジ問題

<問題>

(事案)

Aは、Bに対し、Bから絵画甲の贈与を受けたと主張して、絵画甲の引渡しを求める訴えを提起した（以下、この訴えに係る訴訟を「本件訴訟」という。）。

本件訴訟において、Bは、「Aに絵画甲を100万円で売却したのであり、贈与などしていない。」と主張した。

(設問)

裁判所は、AB間の契約は贈与ではなく売買であり、まだAからBに対して代金100万円が支払われていないとの理由から、「Bは、Aから100万円の支払を受けるのと引換えに、Aに対し、絵画甲を引き渡せ。」との判決をすることができるかについて、論じなさい。

なお、弁論主義について、論じなくてよい。

<答案>

1. 処分権主義のもと、裁判所は原告により設定された訴訟物とは異なる訴訟物について判決することはできない（民事訴訟法246条）。
2. 「Bは、Aから100万円の支払を受けるのと引換えに、Aに対し、絵画甲を引き渡せ。」との判決は、旧訴訟物理論を前提とすれば、Aにより申し立てられていない売買契約に基づく目的物引渡請求権に対して判決をするものであるから、246条に違反する。そこで、本件訴訟の訴訟物の捉え方が問題となる。
 - (1) 紛争の一回的解決を理由として、訴訟物について、ある給付を求める地位自体というように広く捉える新訴訟物理論がある。この見解からは、本件訴訟の訴訟物は絵画甲の引渡請求権であり、引渡請求権の発生根拠が贈与なのか売買なのかは請求原因の違いにすぎないから、「Bは、Aから200万円の支払を受けるのと引換えに、Aに対し、絵画甲を引き渡せ。」との引換給付判決をすることは、処分権主義に違反しない。
 - (2) しかし、当事者の手続保障及び審判対象の明確化の要請からすれば、訴訟物について、実体法上の請求権ごとに分断して捉える旧訴訟物理論によるべきである。この見解からは、贈与契約に基づく目的物引渡請求権と売買契約に基づく目的物引渡請求権とは異なる訴訟物となる。

そして、Aが訴えの変更（143条）により本件訴訟の訴訟物として売買契約に基づく引渡請求権を追加しない限り、本件訴訟の訴訟物は贈与契約に基づく引渡請求権だけであるから、引換給付判決をすることは、Aにより申し立てられていない売買契約に基づく引渡請求権に対して判決をするものとして、処分権主義に違反する。

以上